

津波に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき措置						解除の基準		
		着岸中の船舶			旅客船	航行中の船舶	錨泊中の船舶		工事作業中の船	小型船 (漁船・プレジャーを含む)
		大型船(注1)	中型船(注2)	危険物積載船						
津波注意報体制 (略称:第一体制)	宮城県に津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避準備(注3) ●水先人、曳船との調整(注4) ●危険物積載船においては専用岸壁の安全運用基準に基づき対応する 			地震防災対策基準に基づき対応する	<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴取 —AIS搭載船は常時作動 	<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●陸揚げ固縛又は係留強化(注5) 	宮城県沿岸に発表された津波注意報が解除された場合		
津波警報体制 (略称:第二体制)	宮城県に大津波警報、津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避(注3) ●危険物積載船においては専用岸壁の安全運用基準に基づき対応する <p>※係留強化後において、在船することが危険と判断され、高台に避難する時間的余裕がある場合は陸上避難することが望ましい。</p>						※陸揚げ固縛又は係留強化後においては、高台避難することが望ましい	宮城県沿岸に発表された大津波警報、津波警報が解除された場合	

(注1)大型船とは、5,000GT以上の船舶をいう

(注2)中型船とは、5,000GT未満であって、危険物積載船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注3)港外退避する場合は、できるだけ水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難すること

(注4)水先人、曳船、綱取船の引受中止基準は風速15m/s以上であることを留意の上、調整をおこなうこと。また、津波の到達予定事故によっては、これらの引き受けが困難な場合、係留索の切断による出港又は係留強化による陸上への避難等、各船にて判断して対応すること。

(注5)工事作業中の船及び小型船の係留強化においては、津波等による海面上昇を考慮した係留とすること

船長の留意事項

- 津波に関する勧告伝達は、緊急を要することであり、震災被害により伝達手段が途絶えることがあるため、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時点で、船舶は勧告発出時の措置をとるものとする。
- 津波警報及び津波注意報の解除後に入港する際は、他船との距離に十分注意し、衝突防止に努めること。

岸壁管理事業者の留意事項

- 予め対応マニュアルを作成しておくこと。

代理店等の留意事項

- 不慣れな外国船に対しては港湾、地理、港の特性及びその他地域的なルール等について十分な情報を提供しておくこと。